

不正競争防止法

商品の原産地、品質、内容、製造方法や、サービスの質、内容などについて、需要者が誤認するおそれのある表示をし、または、そのような表示をした商品を譲渡する行為などを禁止する規定があります。

不当景品類及び不当表示防止法〔景品表示法〕

商品・役務の内容について、消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示や、取引条件について、実際のもの又は他の事業者に係るものよりも著しく有利であると消費者に誤認される表示などを禁止する規定があります。

刑法・軽犯罪法

虚偽の事実を告知する等の詐欺的手段によって他人の錯誤を生じさせ、それにより財産的処分行為を行わせる行為は、刑法上の詐欺罪に該当します。

また、公衆に対して物を販売もしくは頒布し、又は役務を提供するにあたり、人を欺き、又は誤解させるような誇大・虚偽の事実を告げて広告する行為は、軽犯罪法違反となります。

消費者契約法

事業者が消費者を勧誘する際に、消費者に対して、①重要事項について事実と異なることを告げたことによって、消費者が当該内容を事実であると誤認し、②将来の変動が不確実である事項について断定的判断の提供をしたことによって、消費者が当該内容を確実であると誤認し、または、③重要事項について消費者の不利益となる事実を告げなかったことにより、消費者が当該事実が存在しないと誤認をし、それによって契約の申込み又は承諾の意思表示をした場合などに、消費者が当該契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができるとする規定があります。

民法

商品・サービスの取引を行う際に、当事者の一方がその商品・サービスの内容又は取引条件等について虚偽表示を行うと、錯誤無効の規定により取引が無効になったり、詐欺取消しの規定により取引を取り消すことができる場合があります。

さらに、虚偽又は不当表示を行って取引をした結果、相手に損害を与えた場合には、債務不履行責任や不法行為責任を負うことになる場合があります。

製作著作
経済産業省知的財産政策室

協力
TMI総合法律事務所
assistant

平成20年3月制作
平成21年6月改訂

法律による表示規制

商品やサービス等に関連して、その品質・内容等の偽装表示の禁止や、関係する特定の事項に係る表示の義務化等については、様々な法律の中で、それぞれの法律の目的に応じた規制が設けられています。

各法律の中での表示に関する規制には、主に以下のようなものがあります。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律〔JAS法〕

一般消費者向け生鮮食品、加工食品

一般消費者向けに販売される生鮮食品、加工食品又はその包装等に、一定の基準に基づく表示を義務づける規定や、その基準と矛盾する内容、一般消費者が品質を誤解するような表示をすることを禁止する規定があります。

また、格付を受けた製品のみならずJASマークを表示することができるとしており、格付のない製品にJASマークを付けること等は禁止する規定があります。



食品衛生法

食品、添加物、器具又は容器包装

表示基準が定められた食品、添加物、器具又は容器包装を販売等する場合には、同基準に合致する表示をすることを義務付ける規定があります。

また、食品、添加物、器具又は容器包装に同基準が定められているか否かに関わらず、公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽又は誇大な表示又は広告をすることを禁止する規定があります。

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律〔米トレーサビリティー法〕

米穀を原材料とする加工品や料理

米穀を原材料とする一定の加工品や料理について、店頭で販売する場合や外食店で提供する場合は、容器や包装への表示、メニューへの記載、店内の見やすい場所への掲示などにより、その原料として使用されている米穀の産地情報を伝達することを義務付ける規定があります。

(この法律は平成21年4月24日に公布されており、産地情報の伝達に関する規定は、それから2年6ヶ月以内に施行されます。)

健康増進法

食品

販売に供する食品に栄養表示等をする場合は、栄養表示基準に沿った表示をしなければならないとする規定や、乳児用、病者用などの特別の用途に適する旨の表示をする場合は厚生労働大臣の許可を受けることを必要とする規定があります。

また、食品として販売に供する物について、広告等の表示をする際に、健康の保持・増進の効果等について著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をすることを禁止する規定があります。

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律

酒類

酒類について、その容器又は包装の見やすい所に、容器の容量・酒類の品目・アルコール分等の事項を、容易に識別することができる方法で表示しなければならない規定があります。

たばこ事業法

製造たばこ

たばこ事業法は、製造たばこについて、消費者に対し製造たばこの消費と健康との関係に関して注意を促すための文言を表示することを義務づける規定があります。

薬事法

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器について、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関し、虚偽・誇大な広告や、承認前の医薬品等の広告などをすることを禁止する規定があります。

家庭用品品質表示法

繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品

指定された繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品について、品目ごとに、成分、性能、用途、取扱い上の注意など品質に関する表示事項と、その表示事項を表示する上で表示者が守らなければならない遵守事項を定める規定があります。

計量法

食肉、野菜、魚介類、味噌、醤油、食酢、牛乳、チーズなど

計量法は、指定された特定の商品について、販売事業者がこれら商品を法定計量単位により表示して販売する場合には、誤差を超えないように、計量することを定めています。

また、醤油や牛乳などの一定の商品については、密封して販売する際に内容量の表記を義務づける規定があります。

工業標準化法〔JIS法〕

鋳工業品

日本工業規格への適合性の認証を受けた鋳工業品等に、JISマークを付することができることと定め、適合性の認証を受けない鋳工業品等には、JISマーク又はこれと紛らわしい表示を付すること、及びそれらを輸入販売することを禁止する規定があります。



資源の有効な利用の促進に関する法律

容器包装等

指定表示製品（スチール製飲料用缶・アルミ製飲料用缶・一部のペットボトル・プラスチック製容器包装・紙製容器包装等）に、分別回収を促進するための表示を義務づける規定があります。



電気用品安全法〔PSE法〕

電気用品

一定の電気用品について、製品が技術基準に適合した場合には、PSEマークを表示できると定め、技術基準に適合する場合以外に、PSEマーク又はこれと紛らわしい表示を付することを禁止する規定があります。



金融商品取引法

金融商品

金融商品取引業の内容について広告等を行う場合に、顧客が支払うべき手数料等の額や元本超過損が生じるおそれなど、顧客の判断に影響を及ぼす重要事項について表示することを義務付ける規定や、利益の見込みなどに関して誇大広告を行うことを禁止する規定があります。

また、目論見書や有価証券報告書などによる企業内容等の開示を行う場合に、開示書類の虚偽記載等を禁止する規定があります。

古物営業法

中古品

古物商又は古物市場主に対して、営業許可の標識の掲示を義務付けています。

また、認定を受けたインターネット・オークション事業者以外の者が、認定を受けたかのような表示をすることを禁止する規定があります。

消費生活用製品安全法

消費生活用製品

登山用ロープ、圧力なべ及び圧力がま、乗車用ヘルメット等の特別製品、乳幼児用ベッド、浴槽用温水循環器等の特定特別製品について、製品が技術基準に適合した場合にはPSCマークを表示できると定め、技術基準に適合する場合以外に、PSCマーク又はこれと紛らわしい表示を付することを禁止する規定があります。



特定商取引法

特定商取引

通信販売や特定継続的役務提供契約などの特定商取引について、広告内容に商品・権利の価格等一定事項を表示することを義務づける規定があります。

また、特定商取引について、著しく事実に相違する表示や、実際のものより著しく優良・有利であると人を誤認させるような表示を禁止する規定があります。

関税法

輸入貨物

輸入貨物やその容器、包装等に、原産地についての虚偽表示や誤認を生じさせる表示がされている場合には、税関は輸入を許可せず、その表示を抹消・訂正させたり、その貨物を積戻させたりすることを定める規定があります。